

入札参加資格審査申請に伴う
男女共同参画推進状況報告書集計結果
令和5年度

嘉麻市男女共同参画推進課

はじめに

「嘉麻市男女共同参画推進条例（平成 22 年 6 月 29 日条例第 9 号）」では、「市の責務」、「市民の責務」、「事業者等の責務」等を明らかにし、それぞれの立場で積極的に市が実施する男女共同参画推進施策に協力することを規定しています。その「事業者等の責務」のひとつとして、条例第 6 条第 2 項で「事業者等が市と工事請負契約等のため業者登録をする場合においては、当該事業者は、市が男女共同参画の推進状況について報告を求めることに応じるよう努めるものとする。」としています。

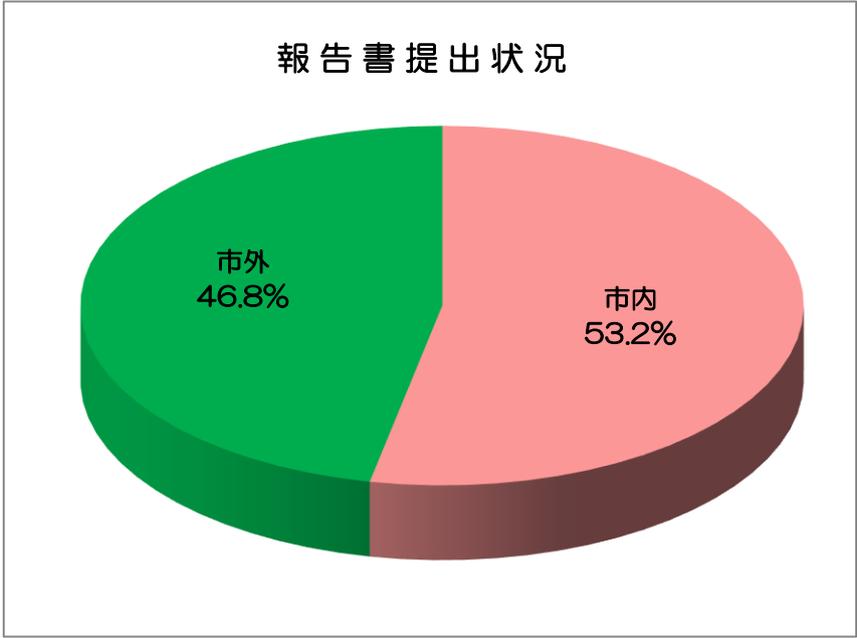
昨年度に引き続き、令和 5 年度においても、入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況報告書の提出について、業者登録を希望する事業者に依頼したところ、下記のとおり事業者から報告書が提出されました。

本書は、これら各事業者から提出のあった報告書の内容を集計し、その結果についてまとめたものです。

ご協力いただきました事業所の皆様に厚く御礼申し上げます。

（男女共同参画推進状況の報告事業者数／280 社「うち市内 149 社」）

図／男女共同参画推進状況報告書の提出状況



（注）表・グラフ中の比率については、小数点以下第 2 位を四捨五入したため、合計が 100%にならない場合があります。

集計結果について

280社の事業所から提出された報告書の集計結果を大きく5つの項目【事業所の規模と雇用状況】【育児・介護等休業制度の取得状況】【仕事と育児・介護との両立に関する取組】【男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録】【セクシュアル・ハラスメント防止対策】に分けてまとめています。

【事業所の規模と雇用状況】

表1-1は、事業所を従業員総数の規模で分類し、市内・市外・全体に分けて集計したものです。

市内事業所の87.9%（149社のうち131社）が従業員総数10人未満であり、小規模な事業所が大多数を占めています。

表1-1 事業所規模ごとの状況（事業所数）

規模（従業員総数）	市内	市外	全体
3,000人以上	0	3	3
1,000人以上 3,000人未満	0	3	3
500人以上 1,000人未満	0	6	6
300人以上 500人未満	0	6	6
100人以上 300人未満	0	14	14
50人以上 100人未満	1	11	12
40人以上 50人未満	0	8	8
30人以上 40人未満	1	5	6
20人以上 30人未満	4	10	14
10人以上 20人未満	12	25	37
10人未満	131	40	171
合 計	149	131	280

図1-1

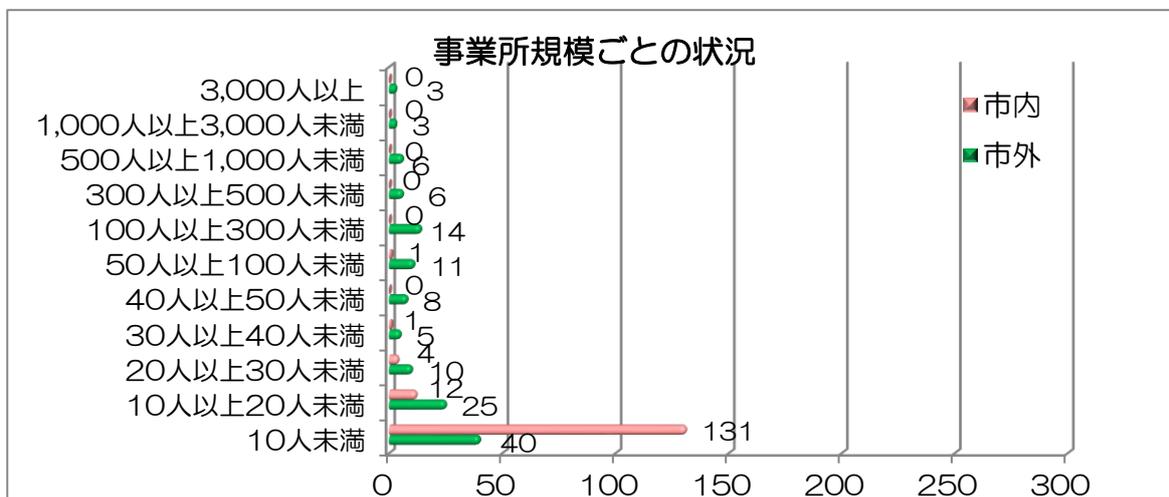


表 1-2 は、男女別雇用状況について市内・市外・全体の事業所それぞれ男女別に分けて集計したものです。

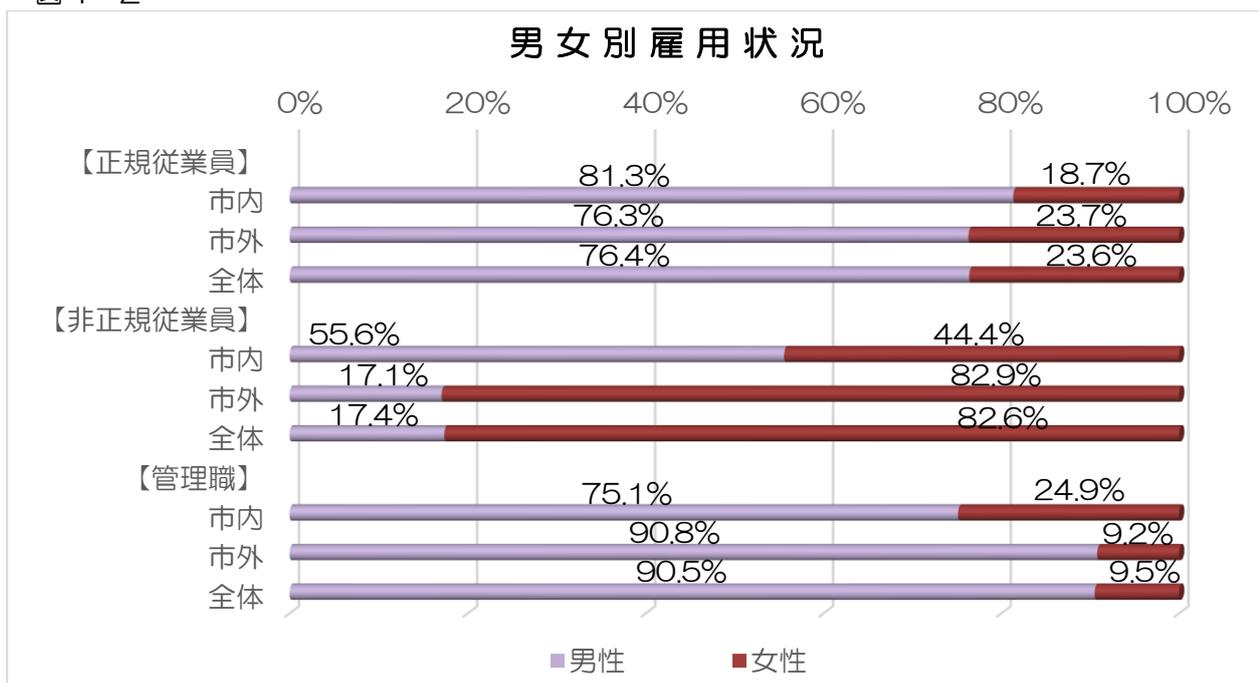
正規従業員数は市内・市外・全体とも女性の割合が低い状況ですが、非正規従業員数は正規従業員数より女性の割合が高い状況で、全体としては女性の割合が 8 割と高い状況になっています。また管理職数についても、女性の割合が低い状況となっています。

表 1-2 男女別雇用状況

事業所数		正規従業員数				非正規従業員数			
		男	女	計	女性の割合(%)	男	女	計	女性の割合(%)
市内	149	545	125	670	18.7%	80	64	144	44.4%
市外	131	30,626	9,510	40,136	23.7%	3,100	15,054	18,154	82.9%
全体	280	31,171	9,635	40,806	23.6%	3,180	15,118	18,298	82.6%

事業所数		管理職数				総従業員数			
		男	女	計	女性の割合(%)	男	女	計	女性の割合(%)
市内	149	145	48	193	24.9%	625	189	814	23.2%
市外	131	9,519	966	10,485	9.2%	33,726	24,564	58,290	42.1%
全体	280	9,664	1,014	10,678	9.5%	34,351	24,753	59,104	41.9%

図 1-2



【育児・介護等休業制度の取得状況】

表2は、育児・介護等休業制度の取得者数について、市内・市外・全体の事業所をそれぞれ男女別に分けて集計したものです。

育児休業取得率は市内が28.6%、市外が45.9%となっており、市外と比べて市内の割合が低い状況です。介護休業取得率・看護休業取得率は全体的に低い状況になっています。

表2 育児・介護等休業制度の取得状況について

【上段（人数）／下段（事業所数）】

	市内			市外			全体		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
①前年度（令和4年度）に（配偶者が） 出産した従業員数	4	3	7	736	293	1029	740	296	1036
	4	2	6	39	33	72	43	35	78
②上記①のうち、育児休業を取得した人数	0	2	2	180	292	472	180	294	474
	0	1	1	23	32	55	23	33	56
③前年度（令和4年度）に介護休業を取得した従業員数	0	0	0	21	11	32	21	11	32
	0	0	0	5	9	14	5	9	14
④前年度（令和4年度）に看護休暇を取得した従業員数	0	1	1	670	956	1626	670	957	1627
	0	1	1	10	13	23	10	14	24
育児休業取得率	0.0%	66.7%	28.6%	24.5%	99.7%	45.9%	24.3%	99.3%	45.8%
介護休業取得率	0.00%	0.00%	0.00%	0.06%	0.04%	0.05%	0.06%	0.04%	0.05%

【育児休業取得率】

育児休業取得者数÷出産した従業員数（配偶者の出産含む）＝育児休業取得率

【介護休業取得率】

介護休業取得者数÷全従業員数＝介護休業取得率

【看護休業取得率】

看護休業取得者数÷全従業員数＝看護休業取得率

【仕事と育児・介護と両立に関する取組】

表3-①-1は、就業規則（内規等）に「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇」を明記している事業所数と割合について、市内・全体に分けて集計したものです。

表3-①-1、図3-①-1のとおり、「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇」のいずれも、全体に比べて市内の割合は低い状況です。

表3-①-1 「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて
（就業規則（内規等）に明記している制度ごとの事業所数）

項目	市内		全体	
	事業所数	率（％）	事業所数	率（％）
1 育児休業制度	35	23.5%	95	33.9%
2 介護休業制度	31	20.8%	85	30.4%
3 子の看護休暇	18	12.1%	71	25.4%
4 特にない(無回答含む)	109	73.2%	124	44.3%

図3-①-1

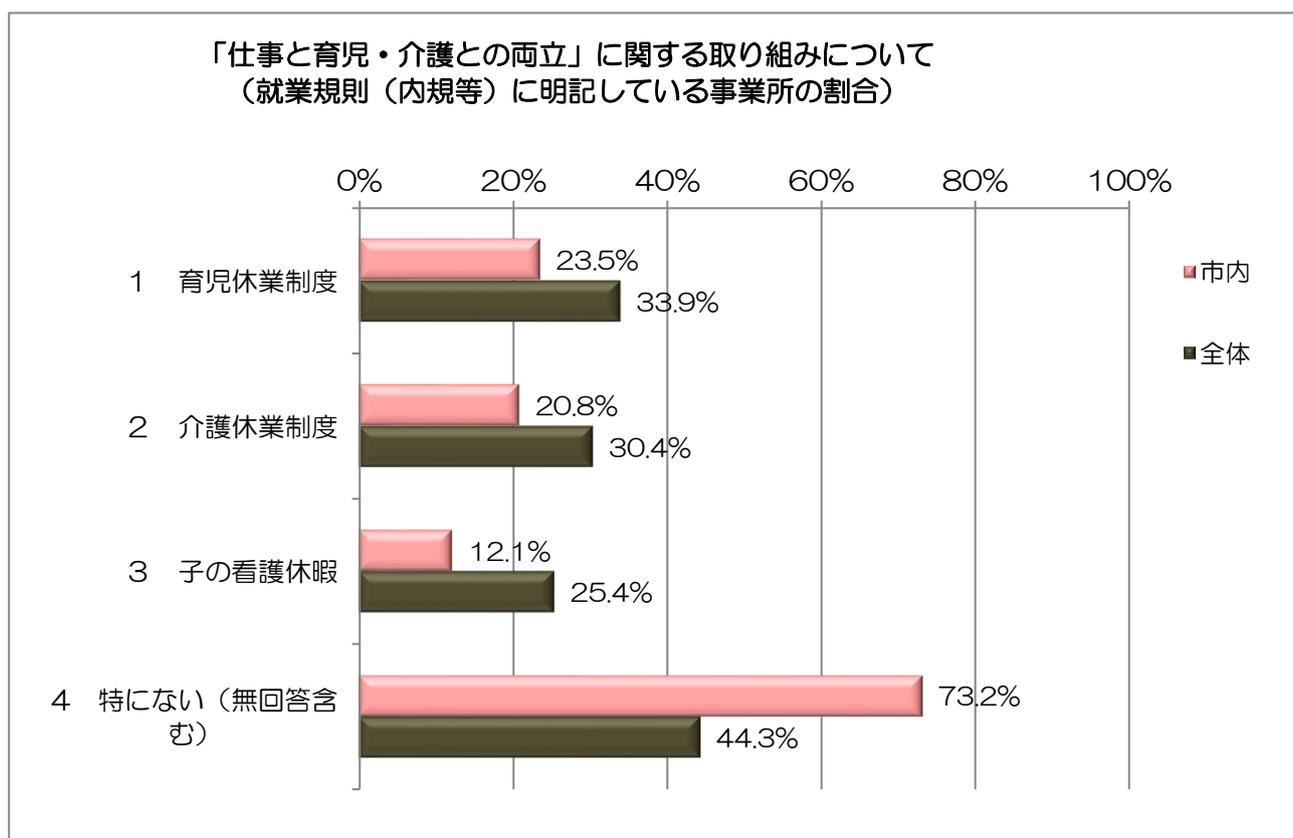


表3-①-2は、就業規則（内規等）に「育児休業制度」「介護休業制度」「子の看護休暇」のうち、明記している制度数ごとの事業所数と割合について、市内・全体に分けて集計したものです。

表3-①-2 「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて
（明記している制度数ごとの集計）

項目	市内		全体	
	事業所数	率（％）	事業所数	率（％）
いずれも明記している	15	10.1%	83	29.6%
いずれか2つを明記している	14	9.4%	31	11.1%
いずれか1つを明記している	11	7.4%	24	8.6%
いずれも明記なし（無回答含む）	109	73.2%	142	50.7%

図3-①-2

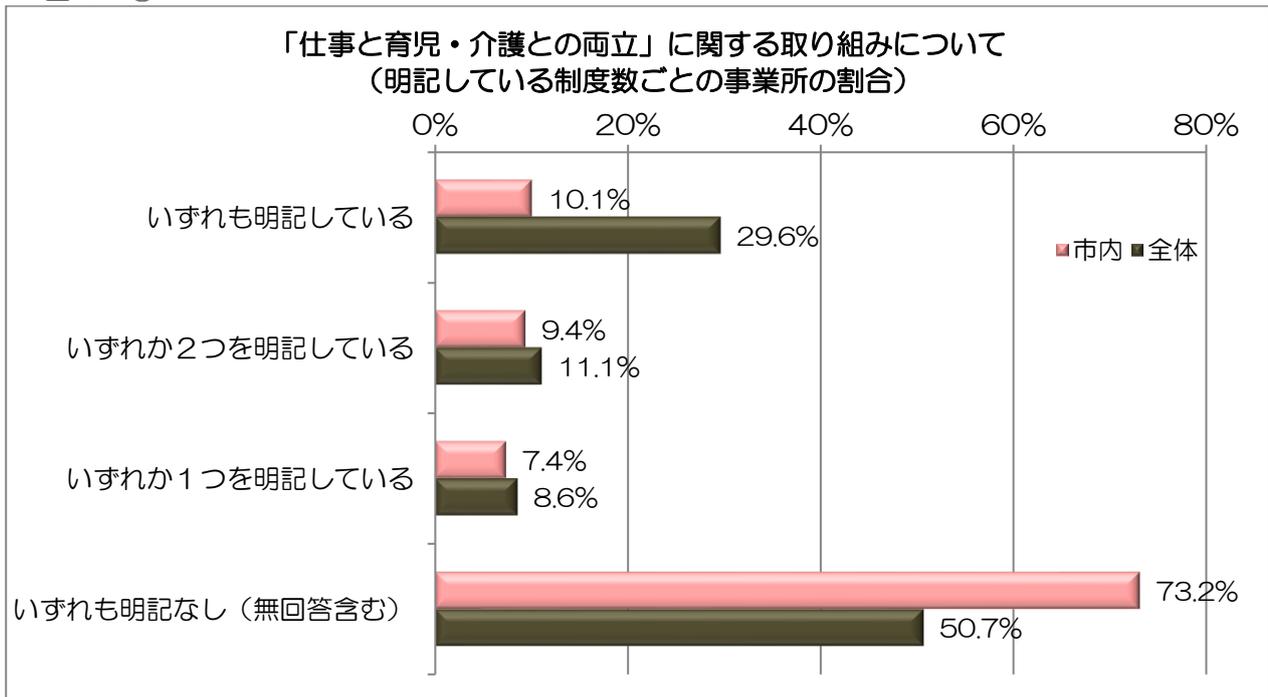


表3-②-1は、「仕事と育児・介護との両立」のための措置として挙げた項目ごとに、取組んでいる事業所数と割合について、市内・全体に分けて集計したものです。

表3-②-1「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて
 (「仕事と育児・介護との両立」のために講じている制度ごとの事業所数)

項 目	市 内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
1 短時間勤務の制度	28	18.8%	79	28.2%
2 フレックスタイム制	7	4.7%	26	9.3%
3 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	16	10.7%	57	20.4%
4 所定外労働の免除	22	14.8%	51	18.2%
5 深夜業の制限	27	18.1%	67	23.9%
6 事業所内託児施設の設置	0	0.0%	2	0.7%
7 従業員の配置や転勤に関する配慮	24	16.1%	59	21.1%
8 特になし(無回答含む)	91	61.1%	120	42.9%

図3-②-1

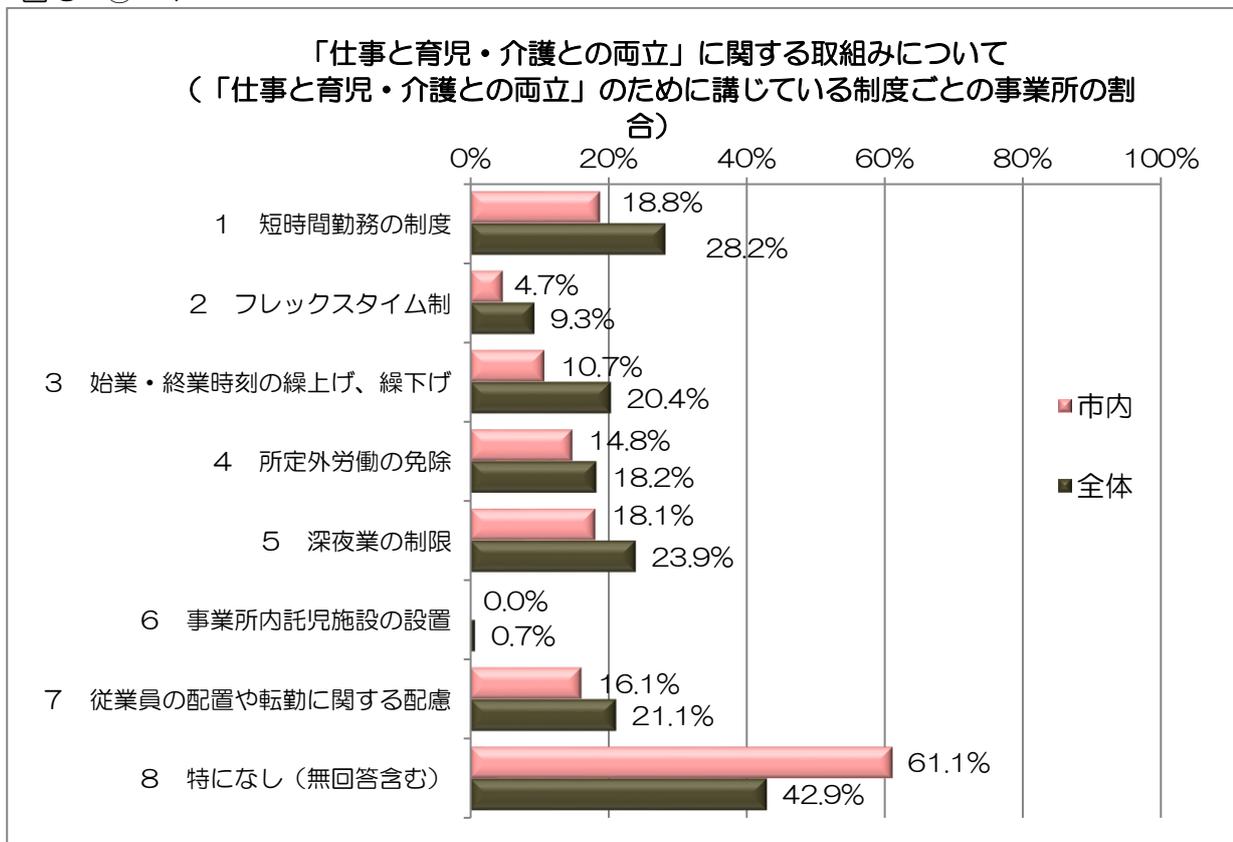
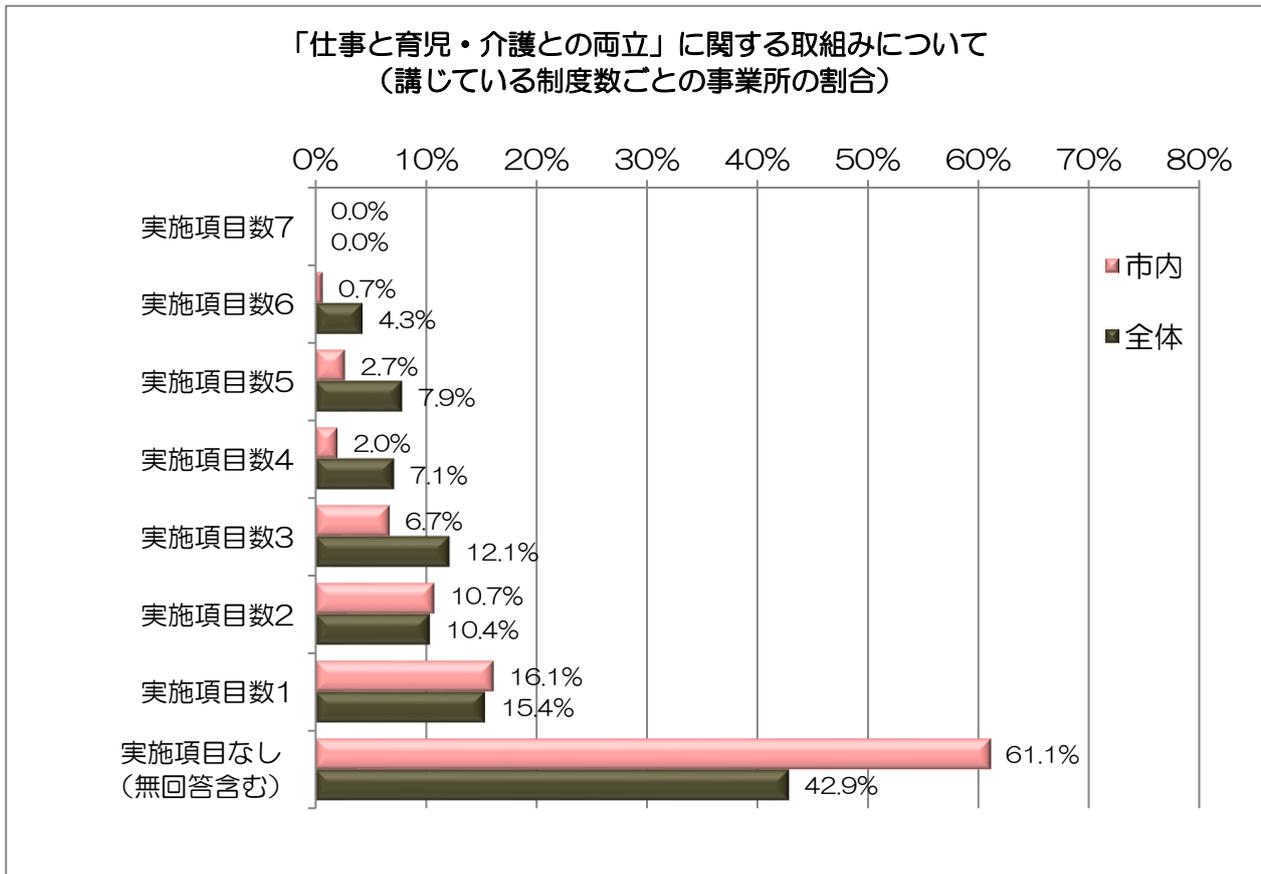


表3-②-2は、「仕事と育児・介護との両立」のための措置として挙げた項目ごとに、取組んでいる制度数ごとの事業所数と割合について、市内・全体に分けて集計したものです。

表3-②-2 「仕事と育児・介護との両立」に関する取組みについて
（「仕事と育児・介護との両立」のために講じている制度数ごとの集計）

項 目	市 内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
実施項目数 7	0	0.0%	0	0.0%
実施項目数 6	1	0.7%	12	4.3%
実施項目数 5	4	2.7%	22	7.9%
実施項目数 4	3	2.0%	20	7.1%
実施項目数 3	10	6.7%	34	12.1%
実施項目数 2	16	10.7%	29	10.4%
実施項目数 1	24	16.1%	43	15.4%
実施項目なし（無回答含む）	91	61.1%	120	42.9%

図3-②-2



【男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録】

表 4-1 は、「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画行動計画を策定している」「福岡県子育て応援宣言の登録している」について項目ごとに取組んでいる事業所数と割合を、市内・全体に分けて集計したものです。

表 4-1 男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録について
(計画の策定及び宣言の登録についての取組ごとの事業所数)

項 目	市 内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
1 女性活躍推進法に基づく一般事業主計画行動計画を策定している	5	3.4%	41	14.6%
2 「福岡県子育て応援宣言」の登録している	48	32.2%	88	31.4%
3 いずれも該当なし(無回答含む)	98	65.8%	167	59.6%

図 4-1

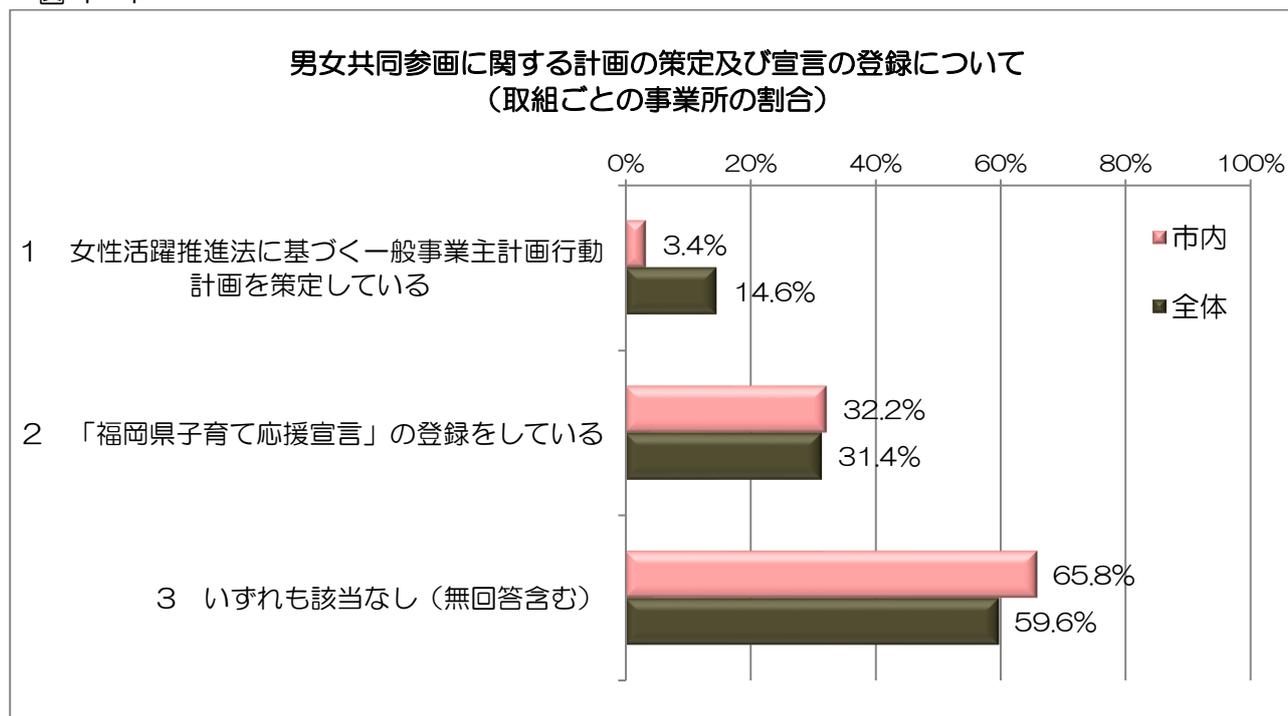
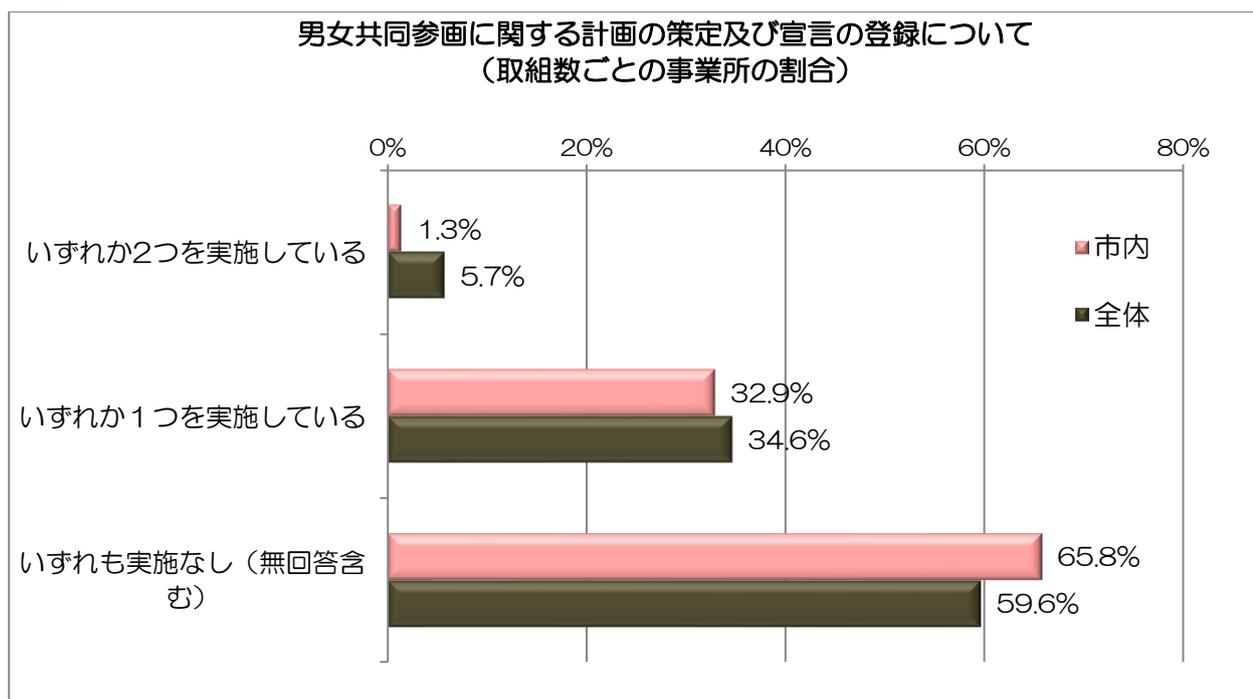


表 4-2 は、「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画行動計画を策定している」「福岡県子育て応援宣言の登録している」のうち、取組数ごとの事業所数と割合を、市内・全体に分けて集計したものです。

表 4-2 男女共同参画に関する計画の策定及び宣言の登録について
(取組数ごとの集計)

項 目	市 内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
いずれも実施している	2	1.3%	16	5.7%
いずれか1つを実施している	49	32.9%	97	34.6%
いずれも実施なし(無回答含む)	98	65.8%	167	59.6%

図 4-2



【セクシュアル・ハラスメント防止対策】

表5-1と5-2は、セクシュアル・ハラスメント（職場における相手の意に反する性的言動）について、事業所の取組状況をまとめたものです。

表5-1は、セクシュアル・ハラスメントの防止対策として挙げた項目ごとに取組んでいる事業数と割合について、市内・全体に分けて集計したものです。

表5-1 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止対策について
（セクハラ防止対策のための取組ごとの事業所数）

項 目	市 内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
1 セクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する	31	20.8%	72	25.7%
2 セクハラを行った者への対処についての方針やその内容を就業規則等の文書に規定し、従業員に周知・啓発する	8	5.4%	60	21.4%
3 相談窓口をあらかじめ定めている	9	6.0%	66	23.6%
4 特にない（無回答含む）	114	76.5%	158	56.4%

図5-1

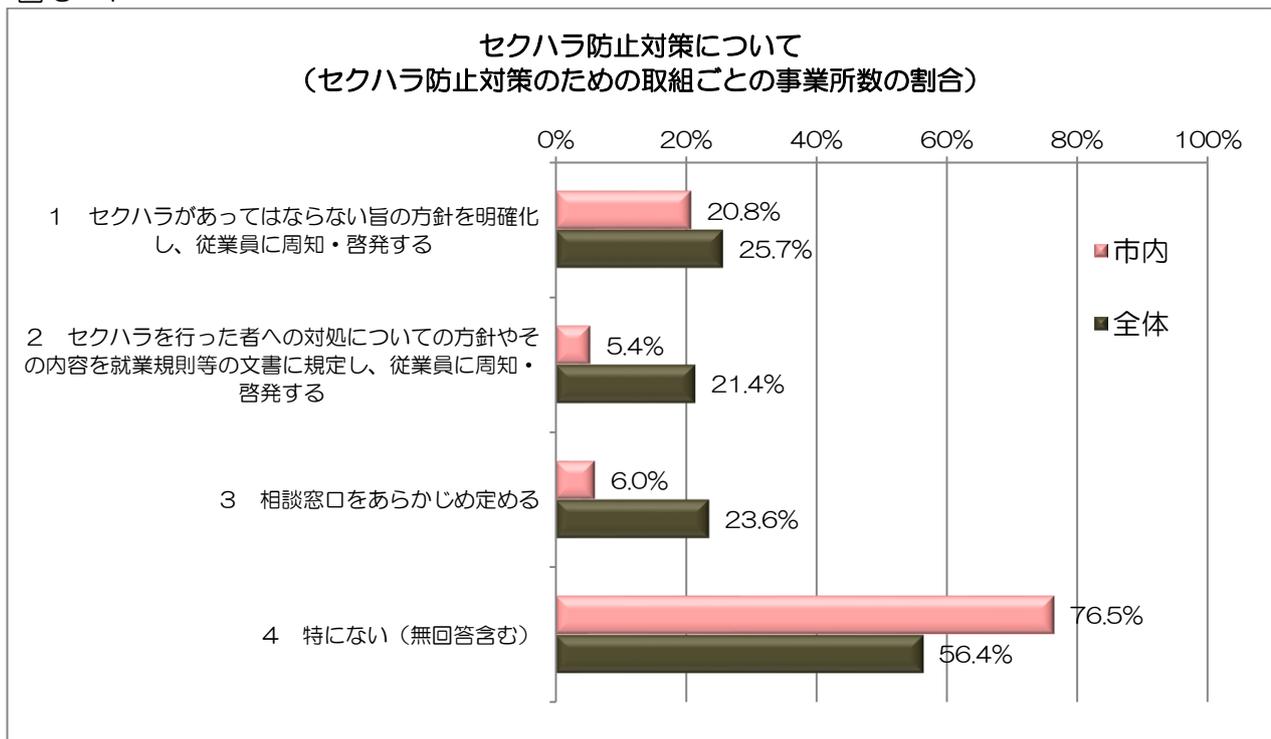
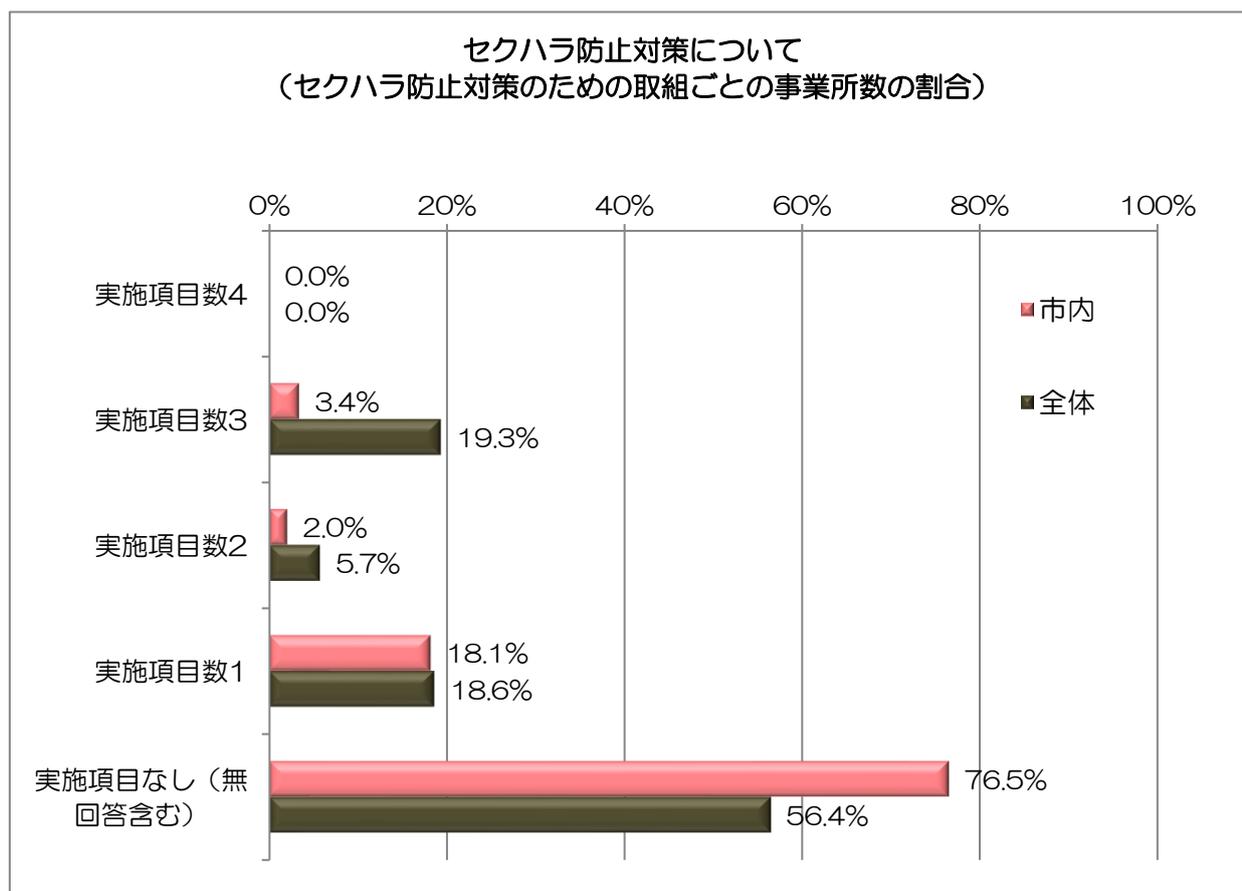


表5-2は、セクシュアル・ハラスメントの防止対策のうち、取組数ごとの事業所数と割合について、市内・全体に分けて集計したものです。

表5-2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止対策について
（取組数ごとの集計）

項 目	市 内		全 体	
	事業所数	率 (%)	事業所数	率 (%)
実施項目数 4	0	0.0%	0	0.0%
実施項目数 3	5	3.4%	54	19.3%
実施項目数 2	3	2.0%	16	5.7%
実施項目数 1	27	18.1%	52	18.6%
実施項目なし（無回答含む）	114	76.5%	158	56.4%

図5-2



男女共同参画推進状況報告書

事業者名	所在地	電話番号	記入者氏名

住所区分

1 市内・準市内 2 市外

雇用状況（令和5年4月1日現在）

内容	女性	男性
①正規従業員数（管理職数を含む）	人	人
②非正規従業員数（パートタイム、派遣・契約、臨時等）	人	人
③従業員総数	人	人
④③のうち管理職数（管理職と位置づけされている者）	人	人

育児・介護等休業制度の取得状況

内容	女性	男性
① 前年度（令和4年度）に本人又は配偶者が出産した従業員数	人	人
②①のうち育児休業を取得した人数	人	人
② 前年度（令和4年度）に介護休業を取得した従業員数	人	人
③ 前年度（令和4年度）に看護休暇を取得した従業員数	人	人

仕事と育児介護との両立に関する取組

（就業規則の定めについて該当するものがあれば□にすべて✓をつけてください）

1 育児休業制度 2 介護休業制度 3 子の看護休暇 4 特になし

（次の取組について該当するものがあれば□にすべて✓をつけてください）

1 短時間勤務の制度
 2 フレックスタイム制
 3 始業終業時刻の繰上げ又は繰下げ（労働時間は同じ）
 4 所定外労働の免除（残業免除）
 5 深夜業の制限（午後10時～午前5時の間労働をさせない）
 6 事業所内託児施設の設置
 7 従業員の配置や転勤に関する配慮（従業員の育児や介護の状況を配慮）
 8 特になし

男女共同参画に関する計画策定及び宣言（該当するものに□に✓をつけてください）

1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく事業主計画行動計画を策定している
 2 「福岡県子育て応援宣言」の登録をしている

セクシュアルハラスメント防止対策（該当するものに□に✓をつけてください）

1 セクハラがあってはならない旨の方針を明確化している
 2 セクハラを行った者への対処方針を就業規則に定めている
 3 セクハラ相談窓口を設置している
 4 特になし

質問は以上です。ありがとうございました。